

○南関町産業振興等奨励金交付に関する条例施行規則

平成12年3月21日規則第8号

南関町産業振興等奨励金交付に関する条例施行規則

(目的)

第1条 この規則は、南関町産業振興等奨励金（以下「奨励金」という。）に関する条例（平成12年条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(指定事業所の申請及び決定等)

第2条 条例第8条に基づく指定を受けようとする者は、奨励金交付事業所指定申請書（様式第1号）を提出しなければならない。

2 町長は、指定の決定を行った場合は、奨励金交付事業所指定書（様式第2号）を交付するものとする。

(奨励金の交付申請)

第3条 条例第9条に基づく奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、奨励金交付申請書（様式第3号）に関係書類を添え、町長に提出しなければならない。

(奨励金の交付決定)

第4条 条例第9条の規定に基づき、奨励金の交付を決定をしたときは、奨励金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(計画の変更)

第5条 指定事業者は、計画を変更しようとするときは条例第10条の規定に基づき、事業計画変更届（様式第5号）を提出するものとする。

(指定の承継)

第6条 指定事業所及びその事業を承継した者は、条例第11条の規定に基づき、指定事業承継届（様式第6号）を提出するものとする。

(指定の取消し等)

第7条 町長は、条例第12条の規定に基づいて、指定取消通知書（様式第7号）又は奨励金返還命令書（様式第8号）を当該指定事業者に通知するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

様式第2号（第2条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号 (第5条関係)

様式第6号 (第6条関係)

様式第7号 (第7条関係)

様式第8号 (第7条関係)